

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 19 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人 御中
(中核市を除く)

富山県厚生部障害福祉課

障害者支援施設等災害発生時情報共有システムの運用開始について

今般、災害時における障害福祉サービス事業所等の被害状況を国・自治体が迅速に把握し、被災した障害福祉サービス事業所等への迅速かつ適切な支援につなげるため、障害者支援施設等災害発生時情報共有システムの運用が開始されました。

つきましては、標記システムを利用するにあたって、必要な準備等について下記のとおりご案内いたしますので、内容についてご了知のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. システムの概要

(1) 概要

災害時情報共有システムは、災害発生時における障害福祉サービス施設・事業所の被害状況等を国、自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設、事業所への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として整備され、令和 3 年度から運用開始されています。

対象となる災害が発生した際に、障害福祉サービス事業所等は、本システムを通じて被災状況の報告を行うこととなります。

なお、本システムは、国・自治体が被災状況の情報を把握するためのシステムであるため、一般には非公開となります。

(2) 被災状況報告の流れ

災害が発生してから報告までの流れは、以下のとおりです。

- ① 災害発生
- ② 国が県へ被災状況の報告を依頼国が県へ被災状況の報告を依頼
- ③ 県が事業所等へ被災状況の報告を依頼被災状況の報告を依頼
- ④ 事業所等において災害時情報共有システムを利用して被災状況を報告
- ⑤ 県・国が報告を確認し、必要な対応を検討

2. システムへの登録について

災害時の被災状況の把握を円滑に行うために、事前に「障害者支援施設等災害時情報共有システム」へ事業所情報の登録をする必要があります。

なお、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」に登録するためには事前に「障害福祉サービス等情報公表システム」への登録が必要です。

※以下の作業は、県指定の事業所に限ります。

(1) 基本情報（事業所名等）の登録について

基本情報は、別のシステムである「障害福祉サービス等情報公表システム」にて公表されている情報が自動で反映されます。

新設の事業所の場合は、「障害福祉サービス等情報公表システム」における登録をお願いします。

県で初期登録をすると、WAMNET より事業者あてに「[障害福祉サービス等情報公表システム] 事業所登録通知」というメールが届きます。

順に沿って、各事業所において入力・申請をお願いします。※特に「システムからの連絡用メールアドレス」欄の記載は必ず行ってください。

(2) 事業所の緊急連絡先等の登録について

事業所等からシステム上で更新申請を行い、県が承認することで、緊急連絡先等を登録することができます。

ただし、この場合は施設側で登録できるのは災害時緊急連絡先(1)(2)(電話番号、メールアドレス)、非常用自家発電の有無のみです。

- ① 以下の URL にて現在登録済みのメールアドレスを記載し、「施設情報登録メール」ボタンを押下する。

<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do><外部リンク>

- ② 記載したメールアドレスあて、WAMNET より施設情報を申請（更新）する画面へアクセスするための URL メールが送信される。
- ③ 当該メールに記載の URL のページにて変更後の情報を入力し、「申請」ボタンを押下する。

※すべての情報を入力してください。変更しない部分についても空白にせず入力する必要があります。

※県の承認後、システムに反映されます。

3. システム操作説明書について

事業所等は、本システムにログインするためのログインIDとパスワードはありません。

システムにログインする場合は、県が事業所等へ被災状況の報告を依頼する際に送付されるメールに記載されているURL をクリックします。

詳しい操作方法については、「障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け）」をご覧ください。

富山県ホームページ「障害者支援施設等災害時情報共有システムについて」

<<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/saigaij.html>>

事務担当：自立支援係

TEL 076-444-3212

FAX 076-444-3494